

(別添資料1)

施工体制確認型総合評価方式の内容

1 施工体制確認型総合評価方式の考え方

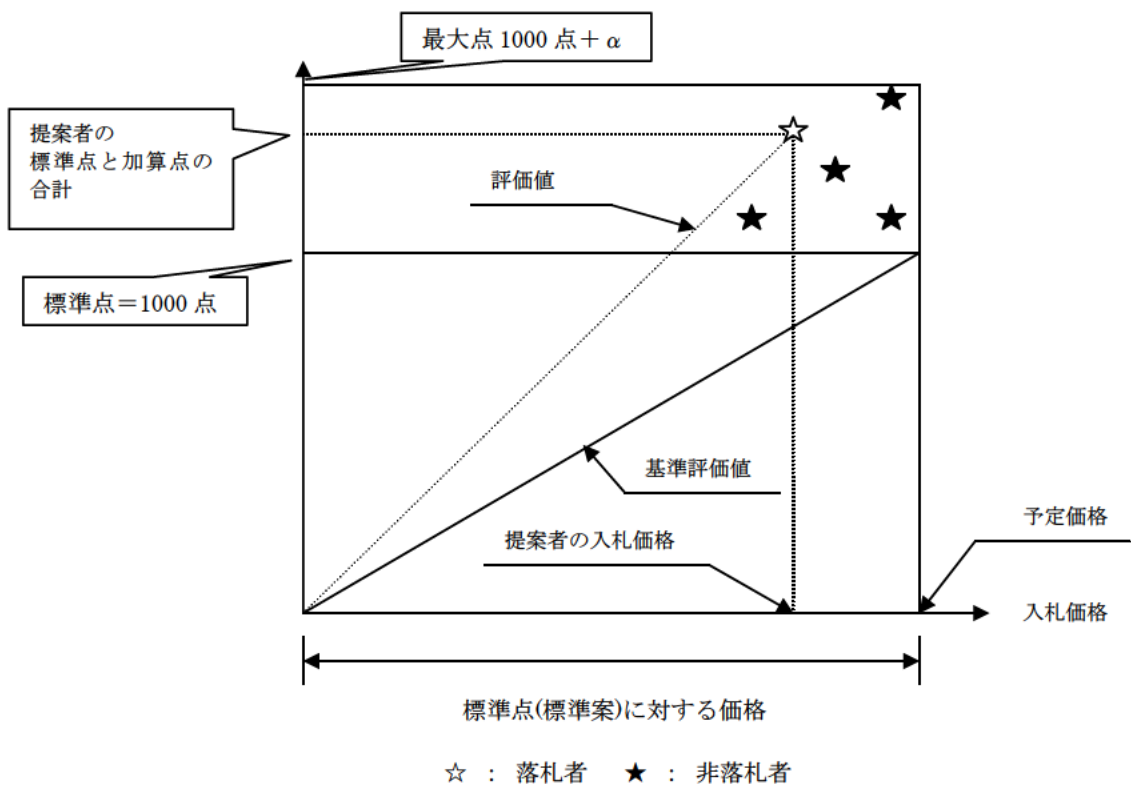
施工体制確認型総合評価方式の数値方式（以下「数値方式」といいます。）は、入札参加者の要件および提案内容等に応じて付与する点数（標準点+加算点）を入札価格で除した数値（評価値）の最も高い者を落札者とする方式とします。

但し、入札価格が調査基準価格に満たないときには、施工体制の確保について、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、施工体制確認審査を行い、評価値を算出します。

2 数値方式の仕組み

(1) 数値方式の仕組み

数値方式の仕組みを以下に示します。



$$\text{基準評価値} = \frac{\text{標準点 (1000点)}}{\text{予定価格 (税抜き)}} \quad \text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札価格 (税抜き)}}$$

但し、調査基準価格を下回る入札を行った者で下記に該当する場合は、評価値を補正します。

① 入札時に施工体制審査意向確認書を提出した者で、施工体制確認審査の結果、各審査項目に関する体制がすべて構築されていると認められなかった場合。

② 入札時に施工体制審査意向確認書を提出しなかった者。

※ ①、②の者は、次式により評価値を算出（※補正）。

$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札価格}} \times (\text{※補正}) \frac{\text{入札価格}}{\text{調査基準価格}}$$

なお、入札時に施工体制審査意向確認書を提出した者で、施工体制確認審査の結果、各審査項目に関する体制がすべて構築されていると認められた場合、評価値は補正しません。

(3) 落札者の決定方法

以下の条件を満たすこと。

ア 入札価格 予定価格

イ 最低限の要求要件（標準案の条件）を満たすこと（標準点以上）。

ウ 評価値 基準評価値

落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

3 標準点及び加算点

(1) 標準点

すべての標準案の条件を満たしていれば、標準点（1000点）を付与します。

(2) 加算点

各評価指標における提示された提案内容に応じ、加算点を付与するものとします。標準案と見なされる提案は加算しないものとします。

4 評価値の計算方法（参考例）

評価値の算出方法は以下のとおりとします。

(1) 入札価格を百万円単位とします。

(2) 評価値は小数点第6位以下を切り捨て、小数点第5位まで表示するものとします。

【参考】評価値算出例

予定価格 100,000千円 調査基準価格 83,000千円

(建設)

入札価格 84,000,000円 = 84百万円

標準点 1000点

加算点 140点

評価値 $(1000 + 140)点 / 84百万円 = 13.571428$ 13.57142

(建設)

施工体制審査意向確認書を提出、施工体制確認審査で施工体制が認められなかった。

入札価格 80,000,000円 = 80百万円（低入札）

標準点 1000点

加算点 120点

評価値 $\{(1000 + 120)点 / 80百万円\} \times \{80百万円 / 83百万円\}$
= 13.493975 13.49397

(建設)

施工体制審査意向確認書を提出しなかった。

入札価格 82,000,000円 = 82百万円（低入札）

標準点 1000点

加算点 110点

評価値 $\{(1000 + 110)点 / 82百万円\} \times \{82百万円 / 83百万円\}$
= 13.373493 13.37349

5 履行の確認

(1) 技術提案の履行確認

技術提案の履行の確認については、提案された対策に応じて、発注者と提案者（請負者）が協議して定める確認方法によるものとします。

(2) 施工体制確認資料の履行確認

施工体制確認資料の履行の確認については、発注者が定める確認方法によるものとします。

6 実施上の留意事項

受注者の責により技術提案内容の不履行が認められた場合には、再度の施工を求めますが、再度の施工が困難な場合には、工事完成年度の次年度の総合評価方式における評価点の減点を行います。

また、施工体制確認資料の内容に不履行が認められた場合には、工事完成年度の次年度の総合評価方式における評価点の減点を行います。